

議案第 66 号

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正について

令和 3 年 6 月 10 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 55 年前橋市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「この項」の次に「及び次項」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。